

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 全 員 協 議 会 室
				担 当 職 員 加 藤 太 郎
日 時	令 和 3 年 8 月 1 8 日 (水 曜 日)	開 議	午 前 1 0 時 0 0 分	
		閉 議	午 後 0 時 2 8 分	
出 席 委 員	◎木曾 大塚 山本 松山 菱田 並河(委員外議員) 欠席:西口副委員長 三上 <福井議長、小川副議長>			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	山内事務局長、井上次長、加藤副課長、熊谷総務係長			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 1 名 (小 松)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[木曾委員長 開議]

<木曾委員長>

西口副委員長と三上委員から、疾病のため欠席届が出ている。なお、共産党議員団については、並河議員が委員外議員として出席されて、委員長の許可を得て発言される。

[事務局長 日程説明]

1 0 : 0 2

1 議 会 活 性 化 の 検 討 に つ い て

(1) 早期検討項目について

[事務局副課長 配付資料確認、別紙No.1 説明]

<木曾委員長>

前回の内容を確認いただいた。この内容でよいか。
—全員了—

1 0 : 0 9

<木曾委員長>

それでは別紙No.2に基づき、順次検討していく。

項目No.2 本会議場での休憩時間の取り扱い

[事務局副課長 説明]

<木曾委員長>

別紙No.3のシミュレーションを参考に検討していきたい。前回合意いただいたとおり、午前・午後とも二人が質問して休憩する形となっている。このことを前提として、できれば会議規則を変えない中で検討していきたいので、一日の終わりが17時15分となる案はカットしてはどうか。

<事務局長>

会議時間は、会議規則で「午前10時から午後5時まで」となっているが、17時

を回る場合は、議長より会議延長の旨宣言いただき、その了承の下で、現状としても17時を回ることにはある。

<木曾委員長>

会議延長に関しては、議長が口頭で延長を申し上げているが、基本的には17時を越えることはできないことを踏まえて検討したい。会議規則の範囲の中で考えると、A案とC案が外れることになり、B案かD案となる。

<菱田委員>

B案がよいのではないか。D案は時間的には余裕があるが、質問が終わってくると議場の雰囲気が変わってくるように感じる。質問する立場としては、4日目の二人は気の毒な部分がある。

<木曾委員長>

今後、副議長や監査委員が質問することを考えると、これに二人プラスすることになってくる。そのことも含めての意見か。

<菱田委員>

現状の人数で捉えている。委員長のおっしゃったことについては、その議論をする中で、変更を考えていかなければならない。

<木曾委員長>

副議長・監査委員の質問権の付与については、来期で検討するとの理解でよいか。

<菱田委員>

その検討については、別紙No.1の早期検討項目に挙がっておらず、今回のシミュレーションにも含まれていないので、そのことを検討するときには議論したいと思っていた。副議長・監査委員の質問権の付与を前提として議論するのであれば、考え方は変わってくるが、あくまでも現状の21人が質問する場合を考えるときには、B案がよいのではないかと思う。

<木曾委員長>

副議長と監査委員の質問権について、いつから付与するかは別として、実施する方向で検討項目に挙がっている。これを前提に議論していかないと、また一から組合せを考えなければならない。できれば、そのことも含めて議論したい。

<菱田委員>

副議長と監査委員に質問権を与えていくことになると、B案では17時を越えて議長に会議の延長をしていただかなければならない。議員23人に質問機会が与えられることを前提にすれば、D案がよいと思う。

<木曾委員長>

いずれにしても関連する問題となる。この後には3月議会の検討もあり、このことを合わせて検討しておかないと、場当たりの都度変わってきてしまう。前向きに、先に検討するほうがよいのではないか。

<松山議員>

今まで動いていなかったことを前に進めようとしている。機動性を持つことはよいことであるが、その都度委員が集まることができないときもあるので、今回の議論の中で決めて実施していくことが大切である。

<山本委員>

副議長と監査委員のことは考えていなかったのですが、期間的にはB案がよいと思っていたが、委員長から、副議長と監査委員も前提に考えていくべきであるとあった。副議長と監査委員も必ず質問できることになるのか、それとも今後を検討していく

ことになるのか。

<木曾委員長>

今後検討することになる。一般質問を3日間とするのか4日間とするのかでは内容が違ってくるので、そのことを議論していただきたい。

<山本委員>

会派では、会議規則を変えずに時間的に3日で治まるのであればそれでもよいが、ゆったりと日程をとって4日間で考えていけばとの意見であった。

<並河委員外議員>

会派では、一般質問についての3日間と4日間の意見は別段なかったが、二人が増えれば、今後いつの段階でスタートするのかは別にして、そのことを汲んでの活性化であれば、きちっとその人数分も入れて検討すべきである。菱田委員からあったように、今の人数であればB案でよいが、二人増えれば無理がある。もしも新たに二人が質問できることになって、何度も議論することになるのであれば、現時点で議論したほうがよいと思う。

<大塚委員>

副議長・監査委員の質問権の付与については、検討優先度で1年～2年を目途に検討する項目になっているが、この取扱いはどうするのか。

<松山委員>

早期検討項目については、早いタイミングで検討できており、これらの検討が終わり次第、次の優先度の検討に取りかかっていくものだと認識している。皆さんも同じ認識の中で動いていると思っているが、今一度、確認いただきたい。

<木曾委員長>

早期検討項目については、9月議会や12月議会で実施できるように検討を進めているところである。これらの検討が終われば、その後には、次の優先度についても一定の方向を決めていかなければならない。

<松山委員>

4日間とするD案がよいと思っている。前回の会議で議論があったとおり、議会としては職員のことを考えていくことも大切である。また、4日目のモチベーションについては、議員である限りは、自らがモチベーションをもっていくべきであると思っている。D案を軸として、2日目と3日目の3人目を4日目に充てることはできないか。

<木曾委員長>

次の9月議会の日程については、6月議会終了時に広報しているので、変更はできない。したがって、今議論していても12月議会からの実施となり、この検討が長引いてしまうと、開始時期がどんどん遅れてしまう。次の検討項目である3月議会の検討についても、広報のことを考えると、12月議会までには検討を終える必要がある。

<事務局長>

実施時期については、早くても12月議会からとなる。また、副議長・監査委員の質問権の付与については、今回の早期検討項目が終わった後に、引き続き協議していただくことになるが、委員長がおっしゃっているのは、現時点で今後二人増えることを想定してシミュレーションしてはとのこと、増えた時点で見直すのはいかなものかということである。今回の資料は、質問者が二人増えることを加味できていないので、必要であれば、再度シミュレーションしたいと思う。会議時間につ

いては、会議規則で「午前10時から午後5時まで」となっているが、現状としても17時を回る場合があり、議長から延長について諮っていただければ対応できるので、事務局としては、今回のシミュレーションで17時を回っている案であっても、実務的には選択肢に入れていただくことも可能であると思っている。また、B案とD案であるが、午前に3人入れており、3人目が12時30分の終了となっている。これがずれ込んでしまうと、さらに時間がオーバーすることも考えられる。1日だけならよいと思うが、2日目と3日目も12時30分になってしまうので、この点が、職員の昼休み確保の観点からするとどうかと思う。いろいろとシミュレーションすればややこしくなってしまうが、これらのことも加味して検討いただきたい。

<木曾委員長>

3人目が12時30分の終了となるB案とD案は、働き方改革、昼休みの関係で考えると難しいとのことである。このことを優先すれば、逆のパターンであるA案とC案が有力になってくる。

<事務局長>

C案の1日目で、議会運営委員会の前に二人追加しても、一般質問は17時15分に終わる設定となるシミュレーションができる。

<菱田委員>

副議長・監査委員の質問権の付与について、検討優先度を繰り上げて、今日の議題に追加していただき、先に議論して答えを出してから、このことを検討してはどうか。そのほうが混乱しないと思う。

<木曾委員長>

今回の検討に関わってくるので問題はない。シミュレーションは一度置いておき、副議長と監査委員の質問権については、今期中に結論を出していこうと考えていたが、早めに結論を出したいとのことであれば、今日の議題に入れて、先に議論していきたい。

<福井議長>

副議長や監査委員の質問権となると、議会の規約を変えないという前提が崩れてしまう。このことを共通認識した中で、議論していただきたい。

<大塚委員>

会議規則を変える必要はないのではないかと。

<木曾委員長>

正副議長と監査委員が一般質問をしないということは、先例・申合せに記載されている。議会運営委員会の許可があれば、過去にも発言が認められている例があるので、先例・申合せの整理のみで対応できる。一般質問を毎議会するのか、したいときにするのかは別の話になる。副議長と監査委員に質問権があるとの内容で、先例・申合せから文言を外せばよい。

<福井議長>

分かった。細かな部分は後ほど決めればよい。

<木曾委員長>

副議長・監査委員の質問権の付与について、先に議論していくということでよいか。
—全員了—

<木曾委員長>

副議長と監査委員の質問権については、先例・申合せを変更することで発言できる

ように対応する。

<大塚委員>

委員長がおっしゃった発言とは、本会議での一般質問に加わるということでしょうか。

<木曾委員長>

そのとおりである。

<松山委員>

発言したいときに発言できるようにしておけばよい。

<菱田委員>

先例・申合せには、どのように記載されているのか。

<事務局長>

先例・申合せ115に、「議長、副議長及び議会選出監査委員は一般質問を行わないのが例である。」という表現で記載されている。

<菱田委員>

先例・申合せ115の「議長」を残して、「副議長及び議会選出監査委員」を削除することで理解すればよいのか。

<木曾委員長>

事務局どうか。

<事務局長>

今回、急遽議題として挙げた内容である。京都府内他市の状況は事前に調べているが、本日資料として提示できていない。確認する必要があるが、府内他市の過半数以上の市で、副議長と監査委員の一般質問を認めている状況であった。先例・申合せの内容については、菱田委員の意見も一つの方法であると思う。ただし、現状の先例・申合せの中でも、議会運営委員会の承認を得てからにはなるが、一般質問している例があるので、それも含めて詳細は検討させていただきたい。

<木曾委員長>

先例・申合せはあるが、副議長や監査委員から一般質問したいとの申入れがあった場合、議会運営委員会で許可することは可能か。

<事務局長>

議会運営委員会で了承を得て、一般質問を行った例があるので、可能である。

<木曾委員長>

説明のあったとおりである。ただし、先例・申合せについては、皆さん記憶にあると思うが、改選時期に全て確認している。そこからスタートしているのだから、全員協議会を開いて、もう一度確認することになるのか、もしくは、平時の際の変更として、議会運営委員会で変更できるものなのか。

<事務局長>

基本的には、議会運営委員会で了承いただければ、変更は可能であると考えます。

<大塚委員>

副議長や監査委員が一般質問することは、度々あるものではないと思う。年間4回の議会で必ず副議長や監査委員が質問することではないと理解してよいのか。

<木曾委員長>

今まではそういうことである。

<大塚委員>

4日間の日程に関してであるが、副議長や監査委員がそれほど頻繁に質問しないのであれば、17時を過ぎても議長の許可があればよいので、3日間の中に追加する

ことで対応できないか。

<木曾委員長>

別紙No.3のシミュレーションで、あと二人の申入れがあった場合、3日間で対応できるのか。

<事務局長>

A案で考えると、シミュレーションで見ただけであれば分かるように、1日目から3日目まで、全て17時15分の終了予定である。さらに質問者が増えるとなると、日によっては議会運営委員会や追加議案の提案理由説明・付託などもあるので、かなり厳しいスケジュールを組むことになる。

<木曾委員長>

A案の場合は、日程的に難しくなる。

<菱田委員>

副議長と監査委員については、申出があれば質問できるのではなく、通告すれば当然その権利があって、ほかの議員と同じ扱いとすることを決定いただくのであれば、C案がよいと思う。

<木曾委員長>

少し違うと思う。あくまでも先例・申合せがあるので、それを無視することはできない。17期では申入れがあった段階で許可するとの内容である。

<菱田委員>

検討優先度で今期中に決定する項目である副議長・監査委員の質問権の付与について、普通にあと二人質問権があるとの前提で議論いただき、その中でシミュレーションを決めていけばよいのではないかと。できれば3月議会からでも取り入れていける。検討優先度を練り上げていただければと思う。

<木曾委員長>

今の先例・申合せから、副議長と監査委員を外す変更について、議会運営委員会で決定することは可能か。

<事務局長>

議会運営委員会で決定いただければ、先例・申合せにある、副議長と監査委員の一般質問の規定については、削除させていただく。府内他市の先例・申合せを含めた事例や規定についても、事後になるが調査させていただく。三上委員がこの議論のときに、当初、副議長や監査委員は質問ができないとの想定の中で、候補者を出さなかったと発言されていた。前倒しで議論いただくことは結構かと思うが、実施時期については、次期役員改選以降で早くても3月議会以降とすることを配慮いただければと思う。

<木曾委員長>

これを認めれば、3月議会以降、先例・申合せが変わるということである。今年残されているのは12月議会だけであるが、12月議会だけを先に決めてしまうのか、後のことも踏まえて判断するのかの内容となるが、効率的に全てのことを考えていきたい。副議長や監査委員も質問していくことは、議会の活性化となるので、この前提でよいと思う。常々言っているが、通年議会としていつでも議会が開かれる状態があるのに、なぜ一般質問の機会はその議会も3日間だけなのか。その後には次の日程があるというが、私には理解できない。通年議会について議論したときのことを思い起していただきたい。いつでも議会が開けて、いつでも発言機会が与えられるとの内容で機運が高まり、議会活性化の中で取り組んできたものである。これを

どこかで突破しないと、通年議会の本来の意味がなくなってしまう。皆さん議員として活動いただいているので、日程調整の中ではよいが、それ以外の部分で、今日は忙しいとか、予定があるとか言っていないだろうか。議会の開会中に関しては、議会を優先することは、基本中の基本である。他の用務とは違って公務である。今も295日間の会期中であって、その間、本来はいつ招集がかかってもよい状態であって、この議会体制をもって市民から報酬をいただいている。それに対して、都合が悪いとか、調整しなければならないとかはない。基本はそういうことであり、そこで通年議会が決まってきたと思う。

<福井議長>

委員長のおっしゃるとおりである。予定がどうこうという話ではない。ただし、3日間で治まるかどうかのシミュレーションをしているので、だから4日間でないといけないという議論にもならない。理事者との関係もあるので、C案やD案でも少し問題はあって、11時30分から1時間30分休むことや、12時30分からの休憩では理事者に対して本当にいけないのか。そうであればC案となるが、難しいと思いながら聞いていた。通年議会の理念は、市長が招集しなくても、議長の招集で集まってくるといふ義務があるので、それが一番大きなことである。委員長のおっしゃるとおり、公務に関しては最優先していただくものである。

<木曾委員長>

平成7年に議員となったとき、先輩から、自分が政治家であれば、親や子どもが亡くなるだろうが、議会に出席するものだとはっきりと言われた。そのぐらい公職に立つ者の厳しさを知っておかなければならない。市民の税金をいただいて、公職にある者がどのような態度を示すかということ、市民の信頼を得られるということはそのことである。寛容になり過ぎれば駄目であると思っており、厳しく自分を律する気持ちがない限り、議会の活性化についての市民理解は得られないと思う。忙しいからという理由は、議員の職を自らが否定していることと同じである。17期の議員にそのようなことはないと思うが、そのことを考えた中で、しっかりと議論しないといけない。理事者の関係についても、年度替わりや異動のことを配慮する中で、1年間の通年議会にはせずに、3月末から5月までの期間を会期から外しており、決して理事者のことを無視して決めたわけではない。そこをもう一度見直していかないと、本来の通年議会の趣旨が生まれてこない。緊急事態宣言の中でも議会は行われており、やはり、余裕をもって一般質問をして、集中力が保てる時間も限られているのでこれも余裕をもって、また、コロナ禍のことも考えるなど、全てに余裕をもって審議して、いろいろな議論を戦い合わせることがよいのではないかと思っている。そのような前向きな活性化につなげていけるように、皆さんの協力をお願いしたい。一番大事なことは、市民に対して市議会がどうあるべきかを問われていることである。整理するためにもう一度意見を聞きたいが、来年3月に、副議長や監査委員も質問できるようになる前提で、12月の1回だけを決めるのか、その後のことも考慮し議論して決めるのかを考えて、判断いただきたい。

<松山委員>

先例・申合せもあるので、来年の役員改選時期に向けて検討することで意見を統一できないか。市民のために発言したいという意味をもって一般質問をするが、現状でも、副議長と監査委員については、議会運営委員会の許可を得た上で質問することができる。シミュレーションに関しては、最大23人を想定した中で、余裕をもってしていくことを考えなければならない。その考え方でいくと、3日間や4日間

といった二つに一つの議論となっているが、私自身は5日間であってもよいと思っている。ただし、事務局が作成したシミュレーションで考えるならば、C案がよいのではないか。3日間が駄目ということではなくて、長岡京市議会では既に9月議会が始まっており、余裕をもたせるのであれば、もっと前倒しして再開してはどうかという思いもある。そのぐらい、通年議会というのは、いつでも市民のために開けるものなので、3日間や4日間にこだわることなく、余裕をもって議論を充実させていって、市長と対峙していくことが大切である。どちらかを選ぶのであれば、4日間にして充実させていくほうがよい。

<木曾委員長>

三上委員の話は、副議長や監査委員を選ぶときに、先例・申合せにより一般質問しないこととなっているため、立候補しない基準になったということである。来年2月の役員改選次期以降とするのであれば、考えていきたいとの理解である。

<事務局長>

そのとおりである。その前提で副議長や監査委員の候補を出していないとのことであった。実施するのであれば、来年3月議会からになると思っている。

<松山委員>

理解した。三上委員はそのことを判断基準にしたとのことであるが、議会運営委員会の許可があれば、一般質問できる形になっているので、そこまでこだわりを持たなくてもよいのではないか。自分の中の判断基準であって、議会としては議会運営委員会の許可があれば質問できるという考え方をもち、議論していくべきであると思う。

<木曾委員長>

先例・申合せでの取り決めとして、次の9月議会でも申し入れていただければ、副議長や監査委員も一般質問はできるので、そのところは踏まえておいてほしい。シミュレーションであるが、副議長や監査委員を含めるのかどうかを決めていただきたい。

<山本委員>

副議長や監査委員も含めた形でやっていただければよい。

<菱田委員>

そのようにお願いします。

<並河委員外議員>

同じである。

<木曾委員長>

副議長と監査委員を含めて考えると、3日間では無理である。4日間とすることを決定してよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

事務局には、副議長と監査委員を含めた4日間でのシミュレーションを作成いただく。これが決定すれば12月議会から実施することになる。また、副議長・監査委員の質問権の付与については、7月28日の会議の資料1のとおり、1年～2年を目途に検討する項目として挙がっているが、今後、先例・申合せを変更して、通常で通告できる形をとらせていただくことで整理する。

<事務局長>

先例・申合せから副議長と監査委員を外して、議会運営委員会の承認がなくても、

一般質問できる権限を副議長と監査委員に付与することで整理する。

<福井議長>

副議長については、特に知り得た情報はないと思うが、監査委員については、監査委員だけが知り得る情報があるので、その内容については除外するという約定、もしくは代表監査委員に撥ねてもらおうといった制約を付けなければならないと思う。

<木曾委員長>

そのとおりである。監査委員を経験された議員は分かると思うが、監査委員にしか知り得ない情報がある。そこはシークレットにしないといけない。例えば、先例・申合せに「監査委員にしか知り得ない情報については、発言から外すこととする」といった文言を入れて、質問権を付与する形にしなければならない。監査委員は市長の任命でもあるので、注意が必要である。副議長・監査委員の質問権の付与については、来年3月議会からとしたいが、それまでの間はこれまでどおり、議会運営委員会での承認とすることでよいか。

—全員了—

各会派では、このことについて伝えていただき、理解を得ておいてほしい。それをもって、今後の議会運営委員会で、先例・申合せの変更について協議する。

11 : 21

項目No.6 一般質問の個人質問時間配分の変更

[項目No.2の検討に引き続いたため説明なし]

<事務局副課長>

3月議会については、先ほどの項目で検討いただいたことを踏襲してシミュレーションする必要がある。本日示したシミュレーションを絞った上で、副議長や監査委員の一般質問など、本日出された意見を十分加味した形で、再度提示させていただきたい。

<木曾委員長>

3月議会の個人質問時間について、3月議会以外と同じく一人45分とするのか、これまでの実績の一人40分とするのかは、本日決定したほうがシミュレーションしやすいと思う。

<事務局長>

そのことも議論させていただきたいが、3日間とするのか4日間とするのかについても決定させていただきたい。3月議会については、ほかの議会と違って一般質問に予備日を設定しており、4日間で想定している。4日間で決定いただければ、3日間のシミュレーションは外せるので、議論しやすくなる。

<木曾委員長>

3月議会について、実質これまでどおりの3日間とするのか、先ほど決定した6月・9月・12月と同じように4日間とするのか。

<菱田委員>

代表質問1日と個人質問3日間の枠の中で組んでいただくのがよい。

<木曾委員長>

4日間とすれば、4会派あるので、それぞれの日の一人目、10時から代表質問を入れることもできるがどうか。

<並河委員外議員>

共産党議員団では、代表質問の答弁内容を踏まえて、個人質問をする形をとっている。1日目に代表質問するのであればよいが、2日目以降は、代表質問と個人質問

が逆になる場合もあり矛盾が生じるので、どうなのかと思う。

<木曾委員長>

初日に代表質問を集めれば、2人目の途中で休憩を挟むことになる。

<並河委員外議員>

代表質問2人目の質問と答弁が分かれることは、避けてほしいと思う。その中で、どのように組んでいけるのかが課題である。

<木曾委員長>

前回の議論を基にして、2人目の質問と答弁が分かれないように、2日目以降にも代表質問を組むシミュレーションを作成いただいたが、代表質問を1日目に集めたシミュレーションがよいのか。次回のシミュレーションのために、皆さんの考えを整理したい。

<松山委員>

質問と答弁を一体とする考え方でシミュレーションしていただきたい。

<菱田委員>

いろいろな考え方があがるが、松山委員の意見がベターである。

<山本委員>

質問と答弁は一緒にしていただきたい。

<並河委員外議員>

同じである。

<木曾委員長>

そのようにシミュレーションすることとする。次に、代表質問を1日目に集めるのか、それぞれの日のトップに入れて整理するのか、どちらにするのがよいか。

<松山委員>

1日1日のトップで代表質問する考え方がよい。

<山本委員>

代表質問は初日に集めたほうがよい。

<菱田委員>

代表質問は1日目にまとめたほうがよい。並河委員外議員からあったように、代表質問は大きいところで捉えていただき、細かい部分については、個人質問で関連質問しやすくしていくことも手法である。

<並河委員外議員>

同じである。

<木曾委員長>

一般質問は4日間とする。一人当たりの個人質問時間については、45分とするのか、40分とするのかはどうか。

<菱田委員>

一般質問4日目が入ってくれば、45分が可能ではないか。

<松山委員>

答弁含めて45分がよい。

<山本委員>

45分でお願いしたい。

<並河委員外議員>

45分でよい。

<木曾委員長>

3月議会の一般質問については、1日目で代表質問を全て終えて、また、一人ずつで休憩を挟む。個人質問時間については、一人45分を確保し、二人で休憩を挟む。事務局には、このシミュレーションを作成いただきたい。

11 : 35

項目No.12 会派の行政視察報告をホームページで公開

[事務局副課長 説明]

<木曾委員長>

会派の意見を聞きたい。

<松山委員>

このひな形でよい。交換名刺を整理したい。

<菱田委員>

様式はこれでよいが、名刺には携帯番号など個人情報に記載されているので、名刺についてはホームページに載せないほうがよい。視察対応していただいた方の役職の記載で対応できる。

<木曾委員長>

委員会視察の場合は、名刺を添付しているのか。

<事務局副課長>

報告書には交換名刺を添付しているケースもあるが、ホームページでの公開内容からは外している。

<山本委員>

写真はよいが、名刺はホームページに掲載しないほうがよい。

<並河委員外議員>

同じ意見である。

<木曾委員長>

交換名刺については、委員会視察と同様に、報告書には付けていただき、ホームページでの公開はしないことでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

会派の行政視察については、統一した書式で報告書を作成し、ホームページで公開することとする。また、交換名刺については、個人情報の関係があるので、ホームページには載せないことで整理したいがよいか。

—全員了—

事務局には、次回の会議で、会派の行政視察用の書式を示していただく。

<事務局副課長>

ホームページで公開する時期は、どのように取り扱うか。

<木曾委員長>

他市はどのようにしているのか。

<事務局副課長>

調査回答に記載のあったものでいうと、政務活動費の収支報告に合わせて、ホームページに掲載しているケースが幾つかあった。

<菱田委員>

視察報告書の提出は従来どおりでよい。

<木曾委員長>

視察報告書は従来どおり視察後1カ月以内を目途に提出いただき、ホームページでの公開については、政務活動費の収支報告と合わせて行うことでよいか。

—全員了—

<事務局長>

政務活動費を使って行政視察された報告については、その都度いただいております、交換名刺やいただいた資料などの添付も含めて、報告書一件書類として議会図書室で保管している。その中の報告書の部分について、政務活動費の収支報告と合わせて次年度4月以降にホームページで公開することでよいか。

<木曾委員長>

その認識である。

11 : 47

項目No.14 議員研修（全国都市問題会議等）の検討

[事務局副課長 説明]

<木曾委員長>

今年度もかなり厳しい状況であるが、今のところ全国都市問題会議は実施される方向である。中止となれば、予算的なことがあるが、最終年度に18人が対象となる。2年連続でこのような議論をしているが、今はその整理しかできない。今期についてはこれでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

来期に向けて、しっかりとした形で申し送りしていきたいので、委員長として提案したいことがある。第15期と第16期のそれぞれの4年間で、全国都市問題会議に参加するために予算措置した経費を積み上げて、それを議員数で割れば、各期における一人当たりの費用が算出できる。皆さんがいろいろな研修に行きたいとの思いであれば、その費用を政務活動費に加算する手法を取ってみてはどうか。いずれどこかで整理しなければならない。全ての議員に対して、全国都市問題会議で執行した費用を振り分けて、政務活動費に配分する形で研修費に充てていく案であるが、皆さんの意見を聞きたい。

<菱田委員>

コロナ後においては、大規模会場での大勢を集積する研修会は実施されにくくなるのが想定される。経費がかさんだり、参加定員が減ると参加しづらくなるので、委員長の意見も大事であると思う。ただし、新たに政務活動費に配分するのであれば、必ず研修会に参加するということの足かせを付けておく必要がある。これを行政視察で使ってしまうと、本末転倒であるので、この部分をペインティングして検討していただきたい。

<松山委員>

全国都市問題会議にかかっている予算を使って、これから議員が活動する上で、それぞれが選択していろいろな研修に行けるようになるものである。そもそも全国都市問題会議に行きたいではなくて、そこで何をしたいのか、自分はこのように考えているから、その考えや問題に対して研修できるところに行くのであって、議員それぞれがそういった思いをもって、勉強するために研修に参加するものである。委員長が提案された考え方はよいと思う。菱田委員の意見にあったように、これからは大規模での研修会が非常に難しくなってくる中で、徐々にタブレットを持って

のリモート会議が増えてきて、これからは研修もリモートが主流になってくると思う。そういった意味では、ペインティングのことも踏まえながら、研修費についての委員長の提案に賛同する。

<山本委員>

研修で何を学びたいのかが大事であり、また、議長会フォーラムは抽選で当選しない場合もあって、一定決められない部分があると思う。提案された政務活動費については、議員それぞれが自由に使えてよいと思うが、1年間で精算しなければならないので、事務局として予算の付け方が難しいのではないかと。

<並河委員外議員>

会派では、全国都市問題会議だけでなく、ほかに二つ三つ候補を挙げて選べばどうかとの意見であった。政務活動費にプラスする意見については、参加したい研修テーマと合わない場合もあると思うが、他会派の議員や他自治体の議員との交流ができる点では、会派の行政視察と違う面もある。

<木曾委員長>

いろいろな考え方があると思う。このままでは来期になっても、また同じ議論を繰り返すと思うので、結論を出していきたいと思う。決して研修に参加することがいけないと言っているわけではなく、研修会ができない状況の中で、どのようにして研修していくのかとの内容である。せっかく予算枠を取っていただき、今まで研修会に参加できていたものであると、貴重な予算として政務活動費の中に組み込んでいくことが基本的によいのではないかと考えている。できれば一度、どのぐらいの額になるのかシミュレーションして、予算を組み替えて政務活動費に積んで調整できるのかを検討してみたい。政務活動費は議会で決めるものであるが、事務局どうか。

<事務局長>

政務活動費については、条例で定められているものであり、条例改正は可能であると考えますが、それまでには、財政的な面での協議が必要になってくる。指示のあった第15期と第16期のシミュレーションをさせていただくが、議員一人で見ると4年間に一度参加しており、1年間6人の予算を全議員24人で割ることになるので、現在月額1万5,000円の政務活動費からどれほどのアップとなるのかは、シミュレーションしてみないと分からない。

<木曾委員長>

事務局分も含めて割っていただくが、それほど大きな金額にはならないと思う。予算については、財政課と調整しながら、できる方法を考えることになる。

<並河委員外議員>

コロナ禍でなかなか研修に行けない中で、今後も同じ状況になることも考えられることから、全国都市問題会議に要する費用の全てについて、政務活動費に組み替えるということであるか。

<木曾委員長>

それをシミュレーションするものである。

<山本委員>

これまでは1年間で6人分の予算として、一人当たりの額としては大きかったが、政務活動費は1年ごとの精算であるので、シミュレーションでは1年6人分の予算を24人で割るといった考え方でよいか。

<木曾委員長>

そのとおりである。小松議員はどうか。

<小松議員>

基準を明確に設けていただいた中で、研修会を選べるようになるのは、ありがたい。賛同する。

<木曾委員長>

予算については財政課との協議が必要である。また、議長には理事者との調整についてお願いしたい。次回、シミュレーションして示していただくことでよいか。

—全員了—

12:07

2 幹事長（会派代表者）討論（案）について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

各会派の意見はどうか。

<菱田委員>

この内容で進めていただければよい。

<松山委員>

ぜひやってみようという意見であった。

<山本委員>

実施する方向でよい。

<並河委員外議員>

実施することでよい。

<木曾委員長>

この内容でよいか。

—全員了—

<事務局長>

この内容で進めていくことで合意いただいた。名称と日程について確認いただきたい。

<木曾委員長>

名称についてどうするか。

<松山委員>

幹事長討論でよい。その中で、会派の代表者が出て討論できるとすれば問題ない。

<菱田委員>

幹事長討論でもよいし、亀岡のまち全体について建設的な意見を戦わせる意味で、まちづくり討論などにしてもよいのではないか。より目的が分かりやすくなると思う。

<木曾委員長>

幹事長や会派代表者など、名称は明確にしておきたい。

<菱田委員>

目的がより分かるように、まちづくり幹事長討論などの考え方がよいのではないか。

<山本委員>

会派代表者討論にしていきたい。

<並河委員>

幹事長討論でよい。その中で、幹事長の都合が悪い場合は会派の代表者ができるこ

とでよい。

<山本委員>

幹事長の都合が悪い場合に会派代表者がするのではなく、会派の中で討論する代表者を決めるという趣旨である。

<木曾委員長>

名称については、幹事長（会派代表者）討論であれば、皆さんの意見が含まれると思う。菱田委員からあったように、それぞれの会派において、例えば、まちづくりのこと、財政の問題、第5次亀岡市総合計画のこと、福祉の問題などテーマを絞って討論いただくので、会派の中でテーマを決めていただき通告して公表していくことでどうか。

—全員了—

<木曾委員長>

10月中の実施としているので、9月議会終了までには、テーマ、通告内容、代表者を決めて事務局へ連絡いただくことになる。各会派の中で、本日決まったことを周知いただきたい。

<木曾委員長>

今回はテスト的な実施となるので、インターネット中継は行わず、好評であれば今後は配信も考えていきたい。

<福井議長>

テストケースで実施することについて、理解と協力をいただきたい。やってみなければ分からない部分があるので、インターネット中継は行わないこととしている。また、今回は議会の正式な会議としての位置付けが取れないので、今後、規則や申合せ事項などを変えていく必要も出てくると思う。

<木曾委員長>

テストケースでうまくいけば、来年からは予定にはめてやっていける。国会の党首討論でも同じであるが、御承知のとおり、会派の代表として討論いただくので、大きな議題についてよい討論をしていただかないと、個別事案の問題の揚げ足取りになってしまう。一般質問とは違って、議論を戦わせることを十分理解いただいた中で、代表者を決めていただきたい。

<並河委員外議員>

今回は試験的に実施し、その成果をみて、来年は何回かしていこうというものか。

<木曾委員長>

そのとおりである。年に1回となるのか、もしくは、通年議会の中で、議会と議会の間の実施するといった議論に発展する場合もある。まずは、テストケースでやってみたい。もう一度確認するが、9月議会終了までに、会派の中で、代表者、テーマや内容を決めて通告いただくこととしたい。なお、通告方法やどの程度の内容を通告するのかなどの詳細については、事務局と詰めていきたい。理事者側もあるので、討論がしっかりとかみ合うように、議長と市長でも調整いただきたい。

12 : 25

3 その他

(1) 今後の日程について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

今後の議会運営委員会の日程、その他の委員会等の日程について、各会派で確認を徹底いただきたい。

散会 12:28